

平成22年度
第35回 都道府県推進委員全国会議

内閣府説明資料



平成22年4月9日

内閣府北方対策本部

1. 北特法の改正

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(北特法)の改正案が、議員立法により提出され、昨年7月3日に成立し、今年の4月1日に施行されました。

今回の改正は、四島交流等事業の推進に関する規定の追加等のほか、教育・学習の振興についても明記されました。

◎北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

(国民世論の啓発)

第四条 国は、基本方針に基づき、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題 についての国民世論の啓発を図るために、北方領土返還運動の推進のための環境の整備その他の必要な施策を推進するものとする。

2 国は、国民が北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特別措置法は三日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。北方領土の法的位置付けを明確にする一方で、返還運動への国民の関心を高め、国民の関心を高め、国民の関心を高める狙い。ただロシア側の反発は必至で、イタリヤで来週行われる予定の日口首脳会談にも影響を与えそうだ。改正特措法は国の責

北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特別措置法は三日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。北方領土の法的位置付けを明確にする一方で、返還運動への国民の関心を高め、国民の関心を高める狙い。ただロシア側の反発は必至で、イタリヤで来週行われる予定の日口首脳会談にも影響を与えそうだ。改正特措法は国の責

北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特別措置法は三日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。北方領土の法的位置付けを明確にする一方で、返還運動への国民の関心を高め、国民の関心を高める狙い。ただロシア側の反発は必至で、イタリヤで来週行われる予定の日口首脳会談にも影響を与えそうだ。改正特措法は国の責

平成21年7月3日
東京新聞

抜本改正、来年4月施行
改正北特法が成立
参院本会議で全会一致可決
疲弊する地域振興に期待大

北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特別措置法は三日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。北方領土の法的位置付けを明確にする一方で、返還運動への国民の関心を高め、国民の関心を高める狙い。ただロシア側の反発は必至で、イタリヤで来週行われる予定の日口首脳会談にも影響を与えそうだ。改正特措法は国の責

北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特別措置法は三日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。北方領土の法的位置付けを明確にする一方で、返還運動への国民の関心を高め、国民の関心を高める狙い。ただロシア側の反発は必至で、イタリヤで来週行われる予定の日口首脳会談にも影響を与えそうだ。改正特措法は国の責

平成21年7月3日
根室新聞

【参考】北特法改正の概要（平成22年4月1日施行）

①目的の見直し

- ・北方領土が我が国固有の領土であるという従来の我が国の立場を踏まえた記述とする。
- ・特別の措置を講ずべき施策として、「交流等事業の推進」を規定

②定義の見直し

- ・昭和20年8月15日以降に北方地域で出生した者も「元居住者」に。
- ・交流等事業の定義を追加

③国の責務の明記

- ・国は、北方領土の早期返還を実現するため、最大限の努力をするものとする。

④基本方針の見直し等

- ・基本方針に定める事項に「交流等事業の実施に関する事項」を追加。
- ・主務大臣が必要に応じて見直しを行うこととする。

⑤国民世論の啓発

- ・国民世論の啓発を図るために必要な施策として「返還運動推進のための環境の整備」を明記。
- ・教育及び学習の振興、広報活動等を通じた知識の普及等

⑥交流等事業の推進

- ・国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ・交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をするものとする。
- ・北方領土墓参、自由訪問実施が支障なく行われるよう、特別の配慮をするものとする。

⑦北方領土返還運動の後継者の育成

- ・曾孫世代までを含む元居住者が、北方領土返還運動の有力な担い手としての役割を果たせるよう、北方領土返還運動の後継者育成のための必要な措置を講ずる

⑧振興計画に定める事項の追加

- ・北方領土隣接地域の振興計画に定める事項に、「観光の開発に関する事項」を追加。

⑨特別の助成の見直し

- ・北方領土隣接地域の振興に係る特定事業に対する国の特別の助成措置の拡充（対象事業の追加、国の負担割合の算定方法の変更）

⑩北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保

- ・国は、漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑪北方領土隣接地域振興等基金の対象事業の見直し

- ・北方領土隣接地域振興等基金の対象事業に知識の習得に係る事業を追加。

2. 北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針の改定

政府は昭和58年に初めて基本方針を策定し、北方領土問題等の解決に向けた取組を進めてきたところですが、今般の北特法の改正の趣旨や改正内容を踏まえ、基本方針を見直し、今年4月1日の改正法施行に合わせて、全面的な改定を行いました。

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成22年4月1日 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)の概要

北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進

国民世論の啓発

○基本的方向

- ・情報化の進展に対応した効果的な情報提供、啓発活動の拡充
- ・学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実
- ・返還要求運動を一層強化するとともに、更に多様な地域、世代、立場の国民、とりわけ若い世代による参加を促進

○推進方法

- ・各種広報媒体や啓発施設による広報活動、あらゆる機会をとらえた啓発活動の推進
- ・全国的な返還要求運動の一層の推進のため、関係団体との連携、地域におけるネットワークの強化、返還要求運動に関する適切な情報の周知、より参加しやすい機会づくり等、広く国民の参加を促す施策を推進
- ・学校教育や社会教育における適切な指導者の確保、効果的な副教材の活用等、関係機関と連携した教育・学習の充実
- ・インターネット等を有効に活用した多様な取組の推進による情報発信の強化拡充
- ・啓発活動等への参加者について、新たな参加機会を提供するなどにより、運動推進の担い手として活用
- ・国民や関係団体の意見の把握とそれらの意見の十分な反映

交流等事業

○基本的方向

- ・四島交流、墓参、自由訪問を積極的に推進
- ・後継船舶の確保・運用等により、交流等事業を安定的かつ安全に実施

○推進方法

- 【四島交流】
 - ・多様な主体の参加を図るとともに、我が国国民と北方四島住民の相互理解を図る上で積極的かつより効果的な交流を推進
 - ・四島交流に参加した我が国国民に対し、事業終了後の啓発活動への参加を促すとともに、それらの活動を通じたすそ野の広い国民運動、国民への啓発を推進
- 【北方墓参】
 - ・未参加の元居住者等の参加を促進
 - ・訪問場所、参加人数、訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地を踏まえ、積極的かつ効率的な実施を促進
- 【自由訪問】
 - ・未参加の元居住者等の参加を促進
 - ・訪問場所、参加人数、訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地及び領土問題解決のための環境整備の一環としての目的を踏まえ、積極的かつ効率的な実施を促進
- 【その他】
 - 関係府省等とそれぞれの実施団体との間で緊密に連携

北方地域元居住者に対する援護等

○基本的方向

- ・元居住者の特殊な事情・特別な地位(故郷からの引揚げにより生活基盤を喪失し、困難な状況の下での生活の再建を余儀なくされてきたこと、返還要求運動の有効な担い手として重要な役割を果たしていること)にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策、元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性に係る認識を深めるための施策の充実強化とその一層効果的な推進
- ・元居住者の高齢化の進展にかんがみ、元居住者の後継者の育成を推進

○推進方法

- ・北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業について、多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な資金計画の策定、融資内容に関する周知や相談等を通じて効果的に実施
- ・北方地域元居住者の団体の育成とその活用等により、北方地域元居住者の福祉の増進、後継者の育成等の推進に資する研修・交流等の事業を推進

北方領土隣接地域の振興・住民の生活安定

○基本的方向

- ・北方領土問題が未解決であることにより、戦後、その望ましい地域社会としての発展が阻害されてきた北方領土隣接地域の特殊事情にかんがみ、北特法第6条に基づく「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(振興計画)」を策定し、関係施策を総合的に推進

○振興計画

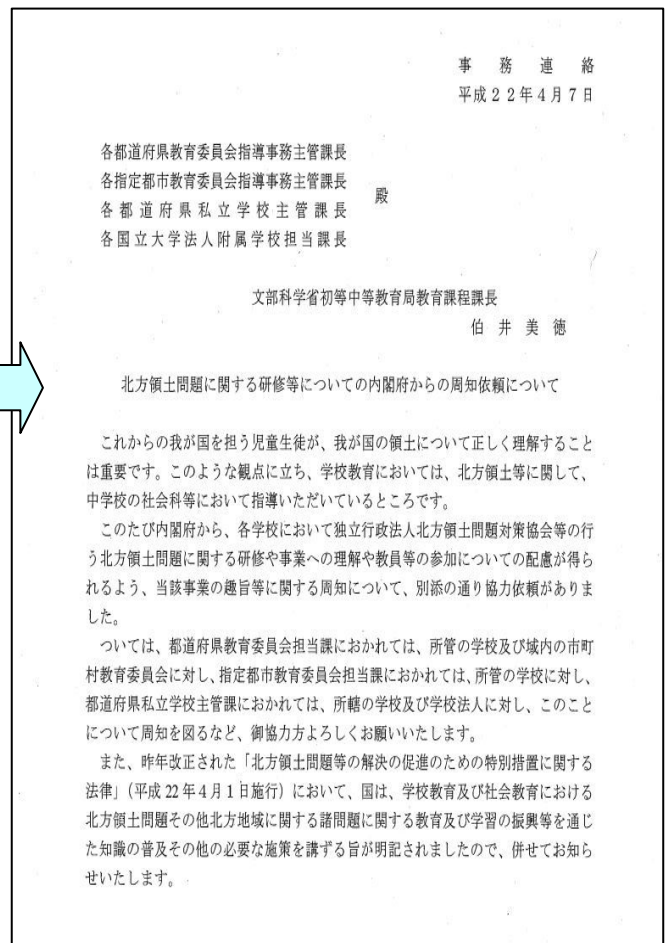
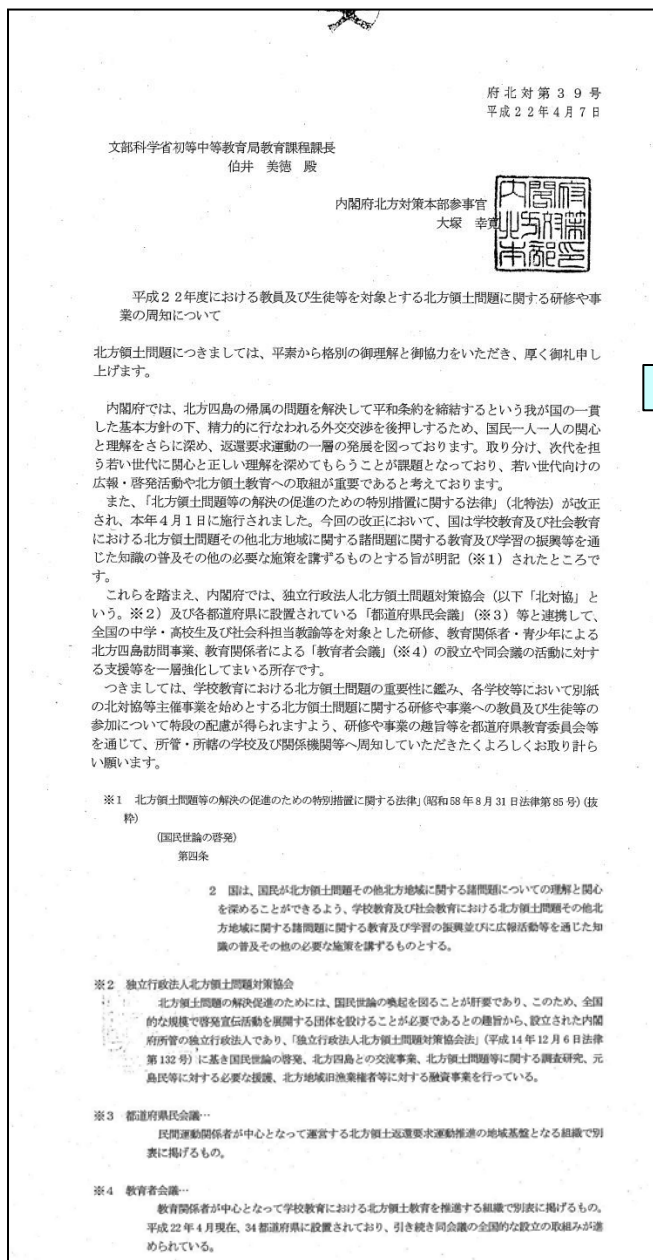
- ・振興計画の期間:5年1期
- ・振興計画の対象地域
根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
- ・施策の基本的方向
 - ①交通施設及び通信施設の整備、国土の保全、水資源の開発
 - ②教育・文化の振興、住宅・生活環境施設・社会福祉施設の整備、医療の確保
 - ③農林水産業・商工業その他の産業の振興、観光の開発等
- ・諸計画との整合性等
北海道総合開発計画等との整合性への配慮
- ・その他の留意事項
環境、当該市町の財政運営への配慮

3. 具体的推進施策

(1) 文部科学省への働きかけ

学校教育における北方領土教育の重要性に鑑み、平成19年度以降、内閣府から文部科学省に対して、教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する研修や事業の周知を依頼しています。

今年度についても、内閣府の依頼を受けて、文部科学省より都道府県教育委員会等に対して周知依頼が発出されています。



(2) 北方領土問題に関する意識の分析調査の実施

特別世論調査(平成20年10月)等の結果を踏まえ、より効果的な啓発事業を展開するため、北方領土問題や返還運動に対する国民の意識やニーズの把握を目的に調査研究を実施しました。

○調査の背景

- ◆ 北方領土問題に関する認知度は高いものの、内容の理解度は、相対的に若い世代ほど低い傾向。
- ◆ 機会があれば運動に参加したいという人達が全体の3分の1近く存在する一方、参加の阻害要因として、時間や労力の負担が大きい、情報の不足が指摘されるとともに、学校教育への期待を挙げる者が多い。

○調査研究の概要

調査検討委員会の設置

ー社会意識、市民活動、教育の専門家による検討委員会を設置し、その事業内容を検証。

改正「北特法」

ー返還運動のための環境整備ー

1. 若い世代が主体的に考え、意見を発表する機会となる事業のケーススタディ (模擬授業の開催)

ー若い世代自らが、根室等での体験を発表するためのケーススタディ

2. 北方領土問題への国民の意識と啓発事業への評価・ニーズに関する調査①

ー全国1万人規模でのインターネット調査

3. 北方領土問題への国民の意識と啓発事業への評価・ニーズに関する調査②

ー若い世代に対するグループインタビュー
ー運動関係者に対するインタビュー

4. 学校教育での北方領土教育に関する検討

ー児童・生徒の意識の把握
(中学2年生90名を対象にアンケート調査)

ー副教材の検討
(アンケート調査を基に効果的な副教材の活用法等を検討)

5. 効果的な広報媒体の検討

ー映像作品の活用の検討
ーホームページを通じた情報発信

6. 新たに多様な人達が参加しやすい機会づくりのケーススタディ

ー若い世代向けの北方領土問題に関するイベントの企画・開催のケーススタディ

運動への参加希望者の受け皿となる具体的事業や広報の在り方
効果的啓発事業の展開

(3) 子ども霞が関見学デーにおける取組

平成21年8月19日(水)、20日(木)に開催された政府のプログラム「子ども霞が関見学デー」において、北方領土に関する展示を実施しました。

また、特別プログラムとして中学生による模擬授業を行いました。

■日時:平成21年8月19日(水)20日(木)

■会場:内閣府本府地下講堂

■内容

◇特別プログラム

北対協が実施する青少年現地研修に参加し、根室で北方領土について学んだ新潟県糸魚川市立能生中学校3年生の生徒5名が、会場に訪れた子どもたちの前で北方領土問題についての模擬授業を行いました。

また、択捉島出身の元島民の方を招いて、子どもたちに当時の様子や故郷への想いを語っていただきました。

◇展示ブース

展示ブースでは、北方領土学習用のフラッシュコンテンツ(P10.(7)②参照)が使えるパソコンを設置し、小学生を中心に幅広い年齢の子どもたちが北方領土問題について学習したり、クイズに挑戦したりしました。



(4)「社会の問題をみんなで共有するためのワークショップ」の開催

新たに多様な人達が参加しやすい機会づくりへの取組の一環として、国民全体で考えていくべき北方領土問題について、特に若い世代の関心や意識を高めるために有効な広報・啓発のあり方を議論してもらうため、大学生の参加によるワークショップを開催しました。

■日時：平成22年3月2日（火）

■場所：内閣府本府地下講堂

■主催：内閣府

■内容

参加した学生が2グループに分かれて、「北方領土に対するイメージ」や、北方領土問題に関する広報・啓発のあり方等について、ディスカッションを行いました。

運動への参加経験のある人から、ほとんど関心のない人まで、参加した学生の北方領土問題への理解度・認知度は様々でしたが、非常に熱気のある議論が交わされ、実施後のアンケートにおいても参加者の高い満足度がうかがえました。



(5) 北方領土展2009inTokyoの開催

北方領土返還運動の原点の地の声を東京都心でアピールするとともに、様々な角度から北方領土問題に関心を高めてもらうために、東京新宿にてパネル展を開催しました。

■日時：平成22年12月2日(水)3日(木)

■場所：新宿駅西口地下広場「イベントコーナー」

■主催：内閣府、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会

■内容

イベントコーナーに北方領土に関するパネルを設置するとともに、北方領土クイズラリーや元島民2世の落語家・三遊亭金八さんによる北方領土落語などを行いました。

また、根室市をはじめ北方領土隣接地域の物産展も併設され多くの方が来場しました。

12月3日には前原北方対策担当大臣、泉内閣府大臣政務官も視察に訪れました。



(6) 根室地域への修学旅行誘致

北方領土隣接地域を訪れ、現地で学習することで北方領土問題を体感し理解を深めてもらうため、全国の高等学校を対象に、案内状、リーフレット等を送付するなど、北方領土に隣接する根室地域への修学旅行の誘致に向けた取組を平成15年度より実施しています。



○修学旅行等誘致実績

平成21年度	10校	約1,200人
平成20年度	9校	約1,300人
平成19年度	5校	約300人
平成18年度	3校	約120人

また、修学旅行での現地学習・体験を生かし、より主体的に考えるとともに、その成果を同世代に伝えていく取組として高校生による模擬授業を実施しました。

- 日時:平成21年3月11日(水)
- 場所:東京都中央区立佃中学校
- 主催:北方領土の返還を求める都民会議教育者会議
- 内容

平成20年10月に修学旅行で根室管内を訪れ、北方領土について学習した中央大学杉並高等学校の生徒5名が、佃中学校3年生78名に対し、北方領土問題についての授業を行いました。授業内容は高校生自らが企画し、教材も手作りのものでした。

政府インターネットテレビでの紹介



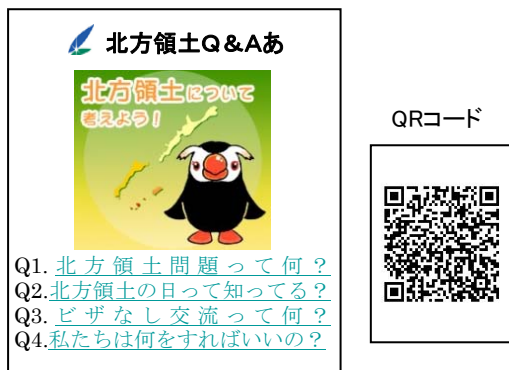
2月7日「北方領土返還要求全国大会」での意見発表

平成22年度には隣接地域への修学旅行を通じた北方領土教育の充実のための取組を実施

(7) インターネットを活用した若い人向け情報提供の強化

インターネットを活用し、特に若い世代を対象とした情報発信の強化を図るため、下記であげるような各種コンテンツ等の作成を行うなど、ホームページの充実に努めています。

①北方対策本部モバイル専用ページの設置



(<http://www8.cao.go.jp/hoppo/mobile/.html>)

②政府広報ホームページにおいて、北方領土問題について小中学生が楽しく学習できるように制作したフラッシュコンテンツをダウンロードフリーで掲載



(<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/contents/200901.html>)

③政府インターネットテレビにおいて、北方領土問題に関する映像コンテンツを掲載



④メッセージフリップ企画の実施



メッセージフリップ企画

「伝えたい想い」～北方領土返還に向けて

⑤携帯電話やパソコンのインターネットニュースサイト広告の活用